【2023 年 4 月-7 月に海外留学を開始する**学部生へ**】 日本学生支援機構奨学金

第二種奨学金(短期留学)の予約採用について

日本学生支援機構から、**2023 年 4 月~7 月**に海外の大学へ短期留学を開始する学部生を対象に、**第二種奨学金(短期留学)**の予約採用の募集がありました。

つきましては、<u>申込条件に該当し、かつ貸与を希望する学生は、「日本学生支援機構第二種奨学</u> **金(短期留学)予約採用 申込要項」**を入手し、申込手続を行ってください。

申込要項の配布: 学生部奨学課 (戸山キャンパス・学生会館1階)

|1. 第二種奨学金(短期留学)の概要|

①奨学金の種類:第二種奨学金(有利子 利率固定型 or 利率見直し型を選択)

※希望により留学時特別増額 (一時金 10 万,20 万,30 万,40 万,50 万円から選択

有利子)を付与できます

②貸与月額 : 2万円~12万円の範囲で1万円単位の金額から選択

③貸与期間: 留学期間(3ヶ月以上1年以内、ダブルディグリーは2年以内の留学)

④貸与始期 : 留学開始月(4月~7月)

⑤その他: 第二種奨学金も、留学中の継続貸与が可能ですが、本奨学金の貸与を希望する

場合は「休止」となります。

2. 申込(書類提出)受付締切日・場所

2023 年1月 11 日(水)締切 【厳守】

学生部 奨学課 (戸山キャンパス・学生会館1階)

3. 申込の条件

①申込資格: 留学開始時期が **2023 年 4 月~2023 年 7 月**、留学期間が <u>3 ヶ月から 1 年以内</u>の短期留学(ダブルディグリー等は 2 年以内の留学)であり、かつ下記のいずれかの留学形態であること。

- Double Degree Programs (DD) Exchange Programs (EX)
- ●Customized Study Programs (CS) ●大学に留学と認定された私費留学 ※ただし、下記の場合は申込資格がありません。

然ただし、「記り場合は甲込其俗がありません

- ・学籍が「休学」扱いの留学の場合
- ・第二種奨学金に既に採用されており、留学中も継続して交付を受ける場合

②学力基準:標準修業年限内で卒業見込みの人

③家計基準:家計支持者(父母両方)の収入・所得金額で判定します ④その他:採用後、留学中に返還誓約書の提出が必要となります

2022年12月 学生部奨学課